

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正について

このことについて、愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正したので、別添案を添えて請議します。

平成31年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正の概要

1 一部改正の概要

愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正に伴う規定の整理

2 一部改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成31年愛知県条例第3号 平成31年3月22日公布、同年4月1日施行）附則第4項により愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正が行われ、題名が「愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例」に改められるとともに、愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場、愛知県口論義運動公園及び愛知県総合射撃場の管理運営が教育委員会から知事に移管されるため。

※ 社会教育施設（愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家）については、教育委員会が引き続き管理運営を行う。

3 一部改正の内容

- (1) 題名を「愛知県社会教育施設管理規則」に改める。
- (2) 体育施設（愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場、愛知県口論義運動公園及び愛知県総合射撃場）に関する規定を削除する。
- (3) その他規定の整理を行う。

4 施行期日

平成31年4月1日

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平 松 直 巳

愛知県教育委員会規則第十号

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則（昭和四十二年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛知県社会教育施設管理規則

第一条中「愛知県体育施設及び社会教育施設条例」を「愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例」に、「体育施設及び社会教育施設」を「社会教育施設（愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家をいう。」に改める。

第二条第一項第二号中「愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家にあつては」及び「、その他の施設（愛知県体育館を除く。）にあつては水曜日（当該水曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）」を削る。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の利用期間」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項の利用期間」を削り、同項を同条第三項とする。

第五条第一項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「又は利用券若しくは練習券様式第三。以下これらを「利用許可書等」という。）」を削り、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第六条中「、ウエルネスルームのロッカー」及び「、会議室」を削り、「利用許可書等」を「利用許可書」に改め、「（前条第四項に規定する利用券を含む。以下同じ。）」を削り、「様式第四」を「様式第三」に改める。

第七条中「（第五条第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。）」を削り、「様式第五」に「利用許可書等」を「様式第四」に「利用許可書」に改める。

第八条中「、ウエルネスルームのロッカー及びシャワー」及び「、会議室」を削る。

別表愛知県体育館の項から愛知県武道館の項まで及び愛知県一宮総合運動場の項から愛知県総合射撃場の項までを削る。

様式第一（その一）を削る。

様式第一（その二）中 局 番 を 「 電話」 「 電話番号」 に改め、同様式を様式第一（その一）とする。

様式第一（その三）を削る。

様式第一（その四）中 局 番 を 「 電話」 「 電話番号」 に改め、同様式を様式第一（その二）とする。

様式第一（その五）中 局 番 を 「 電話」 「 電話番号」 に改め、同様式を様式第一（その三）とする。

様式第一（その一）を削る。

様式第二（その二）中 局 番 を 「 電話」 「 電話番号」 に改め、同様式を様式第二（その一）とする。

様式第二（その三）を削る。

様式第二（その四）中「局」を「番」に改め、同様式を様式第二（その二）とする。

「電話」
「電話番号」

様式第二（その五）中「局」を「番」に改め、同様式を様式第二（その三）とする。

「電話」
「電話番号」

様式第三（その一）から様式第三の二までを削る。

様式第四中「利用許可書等」を「利用許可書」に改め、同様式を様式第三とする。

様式第五中「利用許可書等」を「利用許可書」に改め、同様式を様式第四とする。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の規定に基づいて作成されている利用許可申請書その他の用紙（愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家又は愛知県旭高原少年自然の家に係るものに限る。）は、改正後の愛知県社会教育施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正新旧対照表

新

愛知県社会教育施設管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号。以下「条例」という。)に定める社会教育施設(愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家をいう。以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(休業日)

第二条 施設の休業日は、次のとおりとする。

一 略

二 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)

三 略

2 以下 略

(利用時間等)

第三条 略

旧

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県体育施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号。以下「条例」という。)に定める体育施設及び社会教育施設(以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めるものとする。

(休業日)

第二条 同上

一 略

二 愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家にあつては月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)、その他の施設(愛知県体育館を除く。)にあつては水曜日(当該水曜日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)

三 略

2 以下 略

(利用時間等)

第三条 略

2 水泳施設(愛知県口論義運動公園の水泳施設を除く。)の利用期間は、七月一日から八月三十一日までとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に第一項の利用期間は前項の利用期間を変更することができる。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に第一項の利用期間又は第二項の利用期間を変更することができる。

(利用の許可)

第五条 施設の利用について許可を受けようとする者は、利用許可申請書(様式第一)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、口頭により利用の許可を申請することができる。

一 愛知県体育館の練習場、愛知県スポーツ会館の競技場、ゴルフ練習場

2 教育委員会は、施設の利用を許可したときは、利用許可書（様式第二）を申請者に交付するものとする。

3| 略

（利用の変更の許可）

第六条 利用者は、利用しようとする施設の運動施設、講堂、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設、利用期間、利用時間その他利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第三）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（利用の取消しの承認）

第七条 利用者は、施設の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第四）に利用許可書を添えて速やかに教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用後の届出）

第八条 利用者は、施設の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した運動施設、講堂、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設（次条において「運動施設等」という。）を原状に回復

及びウエルネスルームのロッカー、愛知県武道館の競技場（第一競技場を除く）、愛知県一宮総合運動場の水泳施設及び陸上競技場、愛知県口論義運動公園の水泳施設並びに愛知県総合射撃場の射撃施設を個人で利用する場合

二 愛知県一宮総合運動場の庭球施設並びに愛知県口論義運動公園の第一庭球場（コートのみ利用の場合に限る。）及び第二庭球場（附属照明設備を併せて利用する場合を含む。）を利用する場合

2 教育委員会は、施設の利用を許可したときは、利用許可書（様式第二）又は利用券若しくは練習券（様式第三）以下これらを「利用許可書等」という。）を申請者に交付するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、愛知県スポーツ会館のウエルネスルームのシャワーを利用しようとする者にあつては、収納設備への硬貨の投入をもつて当該施設の利用の許可を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、愛知県一宮総合運動場及び愛知県口論義運動公園の水泳施設を個人で利用しようとする者が自動券売機により利用券（様式第三の二）の購入をする場合にあつては、当該購入をもつて当該施設の利用の許可を受けたものとみなす。

5| 略

（利用の変更の許可）

第六条 利用者は、利用しようとする施設の運動施設、ウエルネスルームのロッカー、講堂、会議室、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設、利用期間、利用時間その他利用許可書等（前条第四項に規定する利用券を含む。以下同じ。）に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第四）に利用許可書等を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

（利用の取消しの承認）

第七条 利用者（第五条第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施設の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第五）に利用許可書等を添えて速やかに教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（利用後の届出）

第八条 利用者は、施設の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した運動施設、ウエルネスルームのロッカー及びシャワー、講堂、会議室、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設（次

し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

別表（第三条関係）

名称	施設の区分	利用時間
愛知県野外教育センターの項略		

条において「運動施設等」という。）を原状に回復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

別表（第三条関係）

名称	施設の区分	利用時間
愛知県体育館	第一競技場	午前九時から
	第二競技場	午後九時三十分まで
	会議室	午前九時から 午後八時まで
	練習場	午前九時から 午後八時まで
	競技場	午前九時から 午後九時まで
	軽運動室	午前九時から 午後九時まで
	ウエルネスルーム	午前九時から 午後九時まで
	会議室	午前九時から 午後九時まで
	ゴルフ練習場	午前八時から 午後八時まで
	競技場	午前九時から 午後九時まで
愛知県武道館	会議室	午後九時まで
	宿泊室	利用開始日の午後三時から 利用終了日の午前十時まで
	会議室	午後九時から 午後九時まで
愛知県一宮総合運動場	野球施設	四月一日から九月三十日までの期間
	蹴球施設	十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前八時から 午後九時まで
	会議室	午前九時から 午後九時まで
庭球施設	野球施設	四月一日から九月三十日までの期間
	庭球施設	午前九時から 午後九時まで
同上	会議室	午前九時から 午後九時まで

公園	愛知県口論義運動			蹴球施設	野球施設	会議室	水泳施設	競技場	ゲートボール施設	陸上競技施設
		照明設備	を有するもの							

愛知県青年の家の項以下略	
--------------	--

同上	愛知県総合射撃場		庭球施設
	会議室	水泳施設	照明設備を有しないもの
射撃施設	午後五時まで	午後六時まで 七月一日から八月三十一日までの期間	午後九時まで 四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後五時まで
	午前九時から 午後八時まで	午前十時から 午後六時まで 土曜日、日曜日及び休日 午後八時まで 午後二時から 午後八時まで 四月一日から六月三十日までの期間及び九月一日から翌年三月三十一日までの期間 平日	

様式第1 (その1) (第5条関係)

愛知県 愛知県教育委員会 殿		利用許可申請書		年	月	日
利用目的	申請者 住所 氏名 (名称及び) (代表者氏名)					
利用責任者氏名	電話 局 番					
利用する施設	利用日	利用時間	利用予定人員			
	年 月 日	午 時 分 ~ 午 時 分	人			
備考	利用者区分 利用区分 入場料徴収 観覧席利用 附属設備等利用 冷暖房設備等利用 宿泊利用	有 有 有 有 有	(最高額 円)	無 無 無 無 無		
備考	1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。					
	2 この様式は、愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場又は愛知県口論義運動公園を利用する場合に使用すること。					
	3 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。					
その他参考となる事項						

様式第1 (その1) (第5条関係)

愛知県教育委員会 殿		愛知県野外教育センター利用許可申請書		年	月	日
申請者 住 氏 名 (名称及び) (代表者氏名)		所 名				
利 用 目 的						
利用する研修室等	研修室 (第1・第2・第3・第4)、宿泊室、野外炊飯場、体育館					
利 用 日 時	年	月	日	午	時	分から 分まで
利用責任者氏名	電話番号					
宿 泊 又 は 野 外 炊 飯 場 利 用 予 定 人 員	中学生以下の者	そ の 他 の 者		計		
	男	人	人	人		
	女					
	計					
摘 要						
備 考	研修室又は体育館を利用する場合は、摘要の欄に、利用する施設の名称及び日時を記入してください。					

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1 (その2) (第5条関係)

愛知県教育委員会 殿		愛知県野外教育センター利用許可申請書		年	月	日
申請者 住 氏 名 (名称及び) (代表者氏名)		所 名				
利 用 目 的						
利用する研修室等	研修室 (第1・第2・第3・第4)、宿泊室、野外炊飯場、体育館					
利 用 日 時	年	月	日	午	時	分から 分まで
利用責任者氏名	電話番号					
宿 泊 又 は 野 外 炊 飯 場 利 用 予 定 人 員	中学生以下の者	そ の 他 の 者		計		
	男	人	人	人		
	女					
	計					
摘 要						
備 考	研修室又は体育館を利用する場合は、摘要の欄に、利用する施設の名称及び日時を記入してください。					

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第 1 (その 3) (第 5 条関係)

愛知県総合射撃場利用許可申請書		年 月 日
愛知県教育委員会 殿		申請者 住 所 名 氏 氏 名 (名称及び 代表者氏名)
利 用 目 的		
利用する会議室又は射撃施設		
標的放出機利用回数	回	
利 用 日 時	年 月 日 午 時 分 年 月 日 午 時 分	時 分 分 分
利 用 責 任 者 氏 名	電 話 局 番	
利 用 人 員	人	学生及び生徒 人
		その他の者 人
摘 要		
備 考	標的放出機利用回数の欄には、標的 1 枚につき 1 回として記入してください。	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1 (その3) (第5条関係)

愛知県 愛知県教育委員会 殿		少年自然の家利用許可申請書		年	月	日		
申請者 住 氏 所 名 (名称及び 代表者氏名)								
利用目的								
利用する講堂等	講堂 研修室 宿泊室 その他	(1・2・3・4・5・6・7・8・9・10)						
利用日時	年 月 日 () 午 時 分から 年 月 日 () 午 時 分まで							
利用責任者氏名	電話番号							
利用人員	区分	小学生	中学生	高校生	大学生	指導者	その他	計
	男	人	人	人	人	人	人	人
	女							
計								
摘要								
備考	利用日程表を添付してください。							

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 この様式は、愛知県美浜少年自然の家又は愛知県旭高原少年自然の家を利用する場
 合に使用すること。
 3 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、
 「指定管理者」とする。

様式第1 (その5) (第5条関係)

愛知県 愛知県教育委員会 殿		少年自然の家利用許可申請書		年	月	日		
申請者 住 氏 所 名 (名称及び 代表者氏名)								
利用目的								
利用する講堂等	講堂 研修室 宿泊室 その他	(1・2・3・4・5・6・7・8・9・10)						
利用日時	年 月 日 () 午 時 分から 年 月 日 () 午 時 分まで							
利用責任者氏名	電話番号							
利用人員	区分	小学生	中学生	高校生	大学生	指導者	その他	計
	男	人	人	人	人	人	人	人
	女							
計								
摘要								
備考	利用日程表を添付してください。							

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 この様式は、愛知県美浜少年自然の家又は愛知県旭高原少年自然の家を利用する場
 合に使用すること。
 3 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、
 「指定管理者」とする。

様式第2 (その1) (第5条関係)

利用者 住所氏名 (名称及び代表者氏名)		愛知県 利用許可書		第 号	
利用目的	利用日 年 月 日	利用時間 午 時 分 ~ 午 時 分	電話 局 番	利用予定 人員	使用料 円
利用責任者氏名	円 (納付期限)		年 月 日		番
使用料合計	円 (納付期限)		年 月 日		日
利用する施設	利用日	利用時間	電話	利用予定人員	使用料
	年 月 日	午 時 分 ~ 午 時 分		人	円
その他参考となる事項	利用者区分 利用区分 入場料徴収 観覧席利用 附属設備等利用 冷暖房設備等利用 宿泊利用	有 有 有 有 有	(最高額 円)	無 無 無 無 無	
許可の条件					
年 月 日	愛知県教育委員会 印				
備考					

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

3 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式の発行者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場若しくは愛知県口論義運動公園の管理者名とする。

様式第2 (その1) (第5条関係)

愛知県野外教育センター利用許可書		第	号
利用者氏名			
利用目的			
利用する研修室等	研修室 (第1・第2・第3・第4)、宿泊室、野外炊飯場、体育館		
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 時まで		
利用責任者氏名		電話番号	
宿泊又は野外炊飯 場利用予定人員	中学生以下の者	その他の者	計
	男	人	人
	女		
	計		
使用料		円	
許可条件			
年 月 日		愛知県教育委員会 印	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
- 3 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県野外教育センターの管理者名とする。

様式第2 (その2) (第5条関係)

愛知県野外教育センター利用許可書		第	号
利用者氏名			
利用目的			
利用する研修室等	研修室 (第1・第2・第3・第4)、宿泊室、野外炊飯場、体育館		
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 時まで		
利用責任者氏名		電話番号	
宿泊又は野外炊飯 場利用予定人員	中学生以下の者	その他の者	計
	男	人	人
	女		
	計		
使用料		円	
許可条件			
年 月 日		愛知県教育委員会 印	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
- 3 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県野外教育センターの管理者名とする。

様式第2 (その3) (第5条関係)

愛知県総合射撃場利用許可書										第	号		
利用者氏名													
利用目的													
利用する会議室又は射撃施設													
標的放出機利用回数	回												
利用日	年	月	日	午	時	分	から	午	時	分	まで		
利用責任者氏名				電話			局	番					
利用人員	人			学生及び生徒			人						
				その他の者			人						
使用料	円												
許可の条件													
摘要													
年 月 日												愛知県教育委員会	印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

3 指定管理者が交付する場合は、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県総合射撃場の管理者名とする。

新

様式第2（その2）（第5条関係）

愛知県青年の家利用許可書		第 号
利用者氏名		
利用目的		
利用する研修室等		
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利用責任者氏名		<u>電話番号</u>
利用人員	人（男 人・女 人）	
宿泊予定人員	人（男 人・女 人）	
使用料	円	
許可条件		
摘要		
年 月 日		愛知県教育委員会 印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

3 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県青年の家の管理者名とする。

旧

様式第2（その4）（第5条関係）

愛知県青年の家利用許可書		第 号
利用者氏名		
利用目的		
利用する研修室等		
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利用責任者氏名		<u>電話番号</u>
利用人員	人（男 人・女 人）	
宿泊予定人員	人（男 人・女 人）	
使用料	円	
許可条件		
摘要		
年 月 日		愛知県教育委員会 印

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあつては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

3 指定管理者が交付する場合にあつては、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県青年の家の管理者名とする。

様式第2 (その3) (第5条関係)

愛知県		少年自然の家利用許可書		第 号				
利用者氏名								
利用目的								
利用する講堂等	講堂 研修室 (1・2・3・4・5・6・7・8・9・10) 宿泊室 その他 () ()							
利用日時	年 月 日 () 午 時 分から	年 月 日 () 午 時 分まで						
利用責任者氏名	電話番号							
利用人員	区分	小学生	中学生	高校生	大学生	指導者	その他	計
	男	人	人	人	人	人	人	人
	女							
計								
使用料	円							
許可の条件								
年 月 日	愛知県教育委員会 印							

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
 3 指定管理者が交付する場合は、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県美浜少年自然の家若しくは愛知県旭高高原少年自然の家の管理者名とする。

様式第2 (その5) (第5条関係)

愛知県		少年自然の家利用許可書		第 号				
利用者氏名								
利用目的								
利用する講堂等	講堂 研修室 (1・2・3・4・5・6・7・8・9・10) 宿泊室 その他 () ()							
利用日時	年 月 日 () 午 時 分から	年 月 日 () 午 時 分まで						
利用責任者氏名	電話番号							
利用人員	区分	小学生	中学生	高校生	大学生	指導者	その他	計
	男	人	人	人	人	人	人	人
	女							
計								
使用料	円							
許可の条件								
年 月 日	愛知県教育委員会 印							

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 条例第6条第1項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることとした場合にあっては、この様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。
 3 指定管理者が交付する場合は、この様式の発信者名は、指定管理者の代表者名又は愛知県美浜少年自然の家若しくは愛知県旭高高原少年自然の家の管理者名とする。

様式第3 (その1) (第5条関係)

(表)

№	_____	年	月	日	
	ψ				65ミリメートル
種目	利用券			○	
	金 _____ 円				
利用期間	年 月 ~ 年 月			年齢	歳
氏名	愛知県体育館				
					90ミリメートル

(裏)

御 注 意
<p>1 練習場利用の際は、必ずこの利用券を係員にお見せください。</p> <p>2 この利用券は、記名の本人に限り使用することができます。</p> <p>3 条例、規則等に違反した場合は、この利用券を回収いたします。</p>

- 備考
- 1 この利用券は、1月券、3月券、6月券に使用すること。
 - 2 表点線内に1・3・6を表示すること。
 - 3 地色は、一般は黄色、学生及び生徒は青色とすること。

新

旧

様式第3 (その4) (第5条関係)

№ _____		
年	月	日
ゴルフ練習場		
練習券		
(ボール20個 お1人当日1回限り有効)		
金	_____	円
愛知県スポーツ会館		

45 ミリメートル

65 ミリメートル

備考 地色は、だいたい色とすること。

新

旧

様式第3 (その7) (第5条関係)

№ _____		
年	月	日
利 用 券		
(お1人当日1回限り有効)		
金	_____	円
この券は、入場の際、係員にお渡しください。		
愛 知 県 武 道 館		

45ミリメートル

65ミリメートル

備考 地色は、中学生以下の者は黄色、その他の者は青色とすること。

様式第3 (その8) (第5条関係)

№ _____		年 月 日
水 泳 施 設 利 用 券		
(お1人当日1回限り有効)		
金 _____	円	
一宮総合運動場		
愛知県		
日論義運動公園		

45ミリメートル

65ミリメートル

備考 地色は、中学生以下の者は黄色、その他の者は緑色とすること。

新

旧

様式第3 (その9) (第5条関係)

45ミリメートル

№ _____

年 月 日

陸上競技場利用券
(お1人当日 時間限り有効)

金 _____ 円

愛知県一宮総合運動場

65ミリメートル

備考 地色は、桃色とすること。

様式第3 (その10) (第5条関係)

45ミリメートル

№ _____

年 月 日

庭球施設 (庭球場) 利用券
(1コート当日 時間限り有効)

金 _____ 円

一宮総合運動場
愛知県
口論義運動公園

65ミリメートル

備考 地色は、次のとおりとすること。

区	分	地 色		
		2時間利用	4時間利用	8時間利用
一宮総合運動場 口論義運動公園第二庭球場	場 庭球場	肌 色	白 茶 色	オ レ ン ジ 色
口論義運動公園第一庭球場	場	白 色	桜 色	サ ー モ ン 色

新

旧

様式第3 (その11) (第5条関係)

No		年 月 日	
庭 球 施 設 附 属 照 明 設 備 利 用 券 (1 コー ト 当 日 時 間 限 り 有 効)			
金		円	
愛知県口論義運動公園			

45ミリメートル

65ミリメートル

備考 地色は、濃グリーンとすること。

様式第3 (その12) (第5条関係)

№ _____	年	月	日
射撃施設 (第 射撃場) 利用券 (お1人当日 時間限り有効)			
金 _____ 円			
愛知県総合射撃場			

45ミリメートル

65ミリメートル

備考 1 この様式は、第一射撃場、第二射撃場又は第三射撃場に用いること。
 2 地色は、次のとおりとすること。

区	分	地 色
第一射撃場	学 生 及 び 徒 者	水 色
	そ の 他 の 者	青 色
第二射撃場	学 生 及 び 徒 者	ク リ ー ム 色
	そ の 他 の 者	濃 ク リ ー ム 色
第三射撃場	ス ラ グ 弾 を 使 用 す る 場 合	緑 色
	ス ラ グ 弾 以 外 を 使 用 す る 場 合	黄 緑 色

新

旧

様式第3 (その13) (第5条関係)

№ _____	年	月	日
射撃施設 (第四射撃場) 利用券			
(お1人当日1回限り有効)			
金	_____円		
愛知県総合射撃場			

45ミリメートル

65ミリメートル

備考 地色は、オレンジ色とすること。

新

旧

様式第3の2 (第5条関係)

№	38 ミリメートル
年 月 日	
水泳施設利用券 (お1人当日1回限り有効)	
金 円	
一宮総合運動場 愛知県 口論義運動公園	
	57.5 ミリメートル

新

様式第3 (第6条関係)

愛知県	利用変更許可申請書	年 月 日
愛知県教育委員会 殿		
申請者 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)		
年 月 日付け第 号で許可のあつた愛知県		の利用について
て、次のとおり変更したいので許可してください。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
添付書類		
<u>利用許可書</u>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

旧

様式第4 (第6条関係)

愛知県	利用変更許可申請書	年 月 日
愛知県教育委員会 殿		
申請者 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)		
年 月 日付け第 号で許可のあつた愛知県		の利用について
て、次のとおり変更したいので許可してください。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
添付書類		
<u>利用許可書等</u>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

新

様式第4 (第7条関係)

愛知県	利用取消承認申請書	年 月 日
愛知県教育委員会 殿		
申請者	住 所	
	氏 名	
	(名称及び 代表者氏名)	
年 月 日付け第 号で許可のありました利用について、次の理由に より取り消したいので承認してください。		
取消理由	記	
添付書類		
<u>利用許可書</u>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

旧

様式第5 (第7条関係)

愛知県	利用取消承認申請書	年 月 日
愛知県教育委員会 殿		
申請者	住 所	
	氏 名	
	(名称及び 代表者氏名)	
年 月 日付け第 号で許可のありました利用について、次の理由に より取り消したいので承認してください。		
取消理由	記	
添付書類		
<u>利用許可書等</u>		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「愛知県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。